

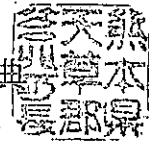
承認第8号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

令和6年12月3日提出

茶北町長 山崎 秀典

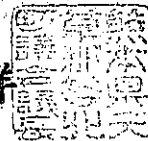


専決第10号

令和6年度茶北町一般会計補正予算（第4号）

承認 令和6年12月5日

茶北町議会議長 野崎 幸洋



上記は決議書の原本に相違ないことを証明する

令和6年12月5日

茶北町議会議長 野崎 幸洋



承認第8号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年12月3日提出

苓北町長 山崎秀典

専決第10号

令和6年度苓北町一般会計補正予算(第4号)

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月3日

苓北町長 山崎秀典

専決第10号

令和6年度苓北町一般会計補正予算(第4号)

専決第10号

令和6年度 苓北町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度苓北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,679,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月3日

苓北町長 山崎秀典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 県支出金		367,354	8,398	375,752
	3 県委託金	20,500	8,398	28,898
補正されなかった款項に係る額		5,303,356		5,303,356
歳 入 合 計		5,670,710	8,398	5,679,108

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		1,268,548	8,398	1,276,946
	4 選挙費	819	8,398	9,217
補正されなかった款項に係る額		4,402,162		4,402,162
歳 出	合 計	5,670,710	8,398	5,679,108

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	367,354	8,398	375,752
補正されなかった款項に係る額	5,303,356		5,303,356
歳入合計	5,670,710	8,398	5,679,108

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,268,548	8,398	1,276,946	8,398	0	0	0
補正されなかった款項に係る額	4,402,162		4,402,162				
歳出合計	5,670,710	8,398	5,679,108	8,398	0	0	0

2. 歳入

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県委託金	10,928	8,398	19,326	5 選挙費委託金	8,398	衆議院議員選挙事務委託金 8,368 最高裁判所裁判官国民審査事務委託金 30
計	20,500	8,398	28,898			

15 県支出金

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 衆議院議員 選挙費	0	8,368	8,368	8,368	0	0	0	1 報酬	753	投票立会人報酬 197 開票立会人報酬 89 開票管理者報酬 11 期日前投票立会人報酬 212 事務補助員報酬 244
								3 職員手当等	4,000	時間外勤務手当 4,000
								7 報償費	105	ポスター掲示場設置謝礼 105
								8 旅費	220	普通旅費 30 投票立会人費用弁償 18 期日前投票立会人費用弁償 22 開票管理者費用弁償 2 選挙管理委員費用弁償 40 選挙公報配布費用弁償 108
								10 需用費	1,870	消耗品費 1,500 印刷製本費 300 修繕料 70
								11 役務費	550	郵便切手代 500 計数機点検料 50

2 総務費

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								12 委託料	750	ポスター掲示場設置委託料 750
								13 使用料及び賃借料	120	車借上料 60 投票所借上料 60
4 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	30	30	30	0	0	0	10 需用費	30	消耗品費 30
計	819	8,398	9,217	8,398	0	0	0			

2 総務費